

幕閣登用論序説

——分析の枠組みと視角

An Introduction to the Theory of Appointing Cabinet Officials in the Edo Shogunate

田中 秀典

TANAKA Hidenori

要旨 江戸幕府における官僚登用の方法は、足高制の導入によって合理化が進み、旗本・御家人については能力主義的人事制度が導入されたとの見方があるが、幕府の意思決定に大きく関わったであろう、主に譜代大名が就任する幕閣についてはどうか。就任する家がある程度固定化されていたとしても、それ以外の家からの就任例もある。これは就任する家柄が限定的であったと言えるのだろうか。それらの家の中から、どのようにして選抜されたのだろうか。また、人事と家の関係は、実際の幕府の仕組みや政治とどのように関わっているのだろうか。このような、幕閣人事はどこまで属性主義的であったのか、どれだけ業績主義的な論理が働いていたのか、そこに婚姻がどのように関わっているか、という点などについて考えるにあたっての課題を整理し、分析の視角・枠組みを提示する。

はじめに

江戸幕府が倒れ、明治新政府によって近代化政策が進められる中で、産業や技術のみならず、社会全体が大変革のときを迎えた。中でもここで注目するのは、身分制度の解消、国家機構の確立と学校制度の整備、それらによってもたらされた社会移動の潮流である。江戸時代の身分制度が廃止されて、いわゆる四民平等の世となり、職業の選択や移動の自由が得られたことで、収入面での成功を目指す人々が多く現れた。また、それ以上に大きな変革がもたらされたのが官の世界であり、近代官僚制であった。

明治政府は、欧米列強への対抗上、急速な近代化を推し進めなければならなかった。「富国強兵、殖産興業」の言葉に表されるように、列強に比肩する強大な近代的軍事力とそれを支える経済力・技術力を手に入れなければならず、そのために必要としたのが国民全体の教育と国家の中枢を担うエリートの養成であった。それは学校制度の確立という形で行われ、そこから有能な人物を官僚機構に吸収していった。維新期には、薩長藩閥を中心とする情実任用が行われ、倒幕の中心となったかつての下級武士たちが大臣となって、それに続く人々が政府の高官の座を占めたが、試験による官吏任用制度や学校制度が整い始めると、学歴や試験の成績で能力を示した人々がそれに替わって、試験任用や帝国大学出身者の無試験任用の人々が官吏となっていった。このように、実際に立身出世が可能となったのである。その後は、政党政治が始まると政党員の獵官運動が盛んになり、それに対抗して藩閥側による政治的任用枠の縮小と政党内閣側による拡大が繰り返された。

ここでの評価・選抜の原理は、それまでとは大きく異なるものであった。江戸時代のように、家によって代々受け継がれてきた身分・家柄・禄高などの属性原理に基づいた任用ではなく、個人の能力・学歴・試験の結果等の業績原理に基づいた任用が行われることとなった。身分や家柄などの出自とは無関係に、自身の能力、さらには努力によって身につ

けた学問によって地位や収入を上昇させることができる世となった。それ以前には例外的であった大幅な上昇移動の可能性が人々の中で認識され、立身出世熱が広がっていったのである¹⁾。

しかし、このような近代的人事制度の萌芽は近世にあるとみる考え方があり、明治期に先立って近世においても一部で能力主義的な人事制度が導入されていて、そのことを重視すべきとの研究がなされている。笠谷和比古は、江戸期の人事制度に現代の原型があったと主張している。特に能力主義的組織改革として、役職ごとに禄高の基準を定めて、それ以下の者が就任するときには不足する高を在職中にのみ加給する、足高制の導入を強調していて、幕末以前の18世紀には、身分主義的な外観を持ちながらも能力主義的な原理が大きなウェイトを占める状況にあったとしている²⁾。また、水林彪は紀州藩の例を取り上げて、能力主義的人事制度の導入について紹介している。水林によれば、紀州藩の俸給制度は、前近代の特権である本高に基礎を置きながらも、並高制の導入により合理的官僚機構の側面を示す。さらに、行政が法規・先例にのっとって行われ、それが文書の形をとっていたことにより、家老にあたる加判之列は奥右筆への依存を強め、行政は事実上奥右筆が担うようになっていったというのである³⁾。なお、幕府の老中と奥右筆もこれと同様の存在となっていたことを、本間修平が詳細に論じている⁴⁾。

また、旗本・御家人については、幕府の人材登用における学問吟味の採用、勘定所等における能力主義の一部導入、幕末期における能力主義の人材登用などに関する研究がある。行政学の分野では、江戸中期以降の日本社会は「近代」に入ったと捉える水谷三公が、明治期に始まる近代国家や近代的統治体制と比べて江戸時代の政治や行政にはどのような特徴があるのか、明治以降の国家や政治は江戸からどのような影響・遺産を受け継いだのかを考える作業の一部として、『よしの冊子』をもとに江戸時代の役人世界の仕組み、採用や昇進について論じており、目付の両番筋という高い家格から選ばれるという属性主義的な前提の中での能力主義的な入札による選抜、採用試験である入人吟味の例、勘定所での筆算吟味、養子縁組による家格を越えた昇進を紹介する一方で、これらが純粋に業績主義・能力主義の人事であるのか疑義を呈すとともに、縁戚ネットワークや奥との関係による昇進についても触れている⁵⁾。

それらに対して、同じ江戸時代における能力主義的な人事制度の導入でも、足高制への評価は笠谷や水林ほどではないが、合理化の過程は属性主義から能力主義への変化と忖意性の度合いの低下の2つから成り立っていて、幕末から合理化が進んだものの最初は忖意性の大きい業績主義だったとするのが竹内洋の論である⁶⁾。人材選抜の基準は2つの軸からなっていて、一つは身分や家柄による選抜である属性主義と能力や実力による選抜である業績主義で区別される軸、もう一つの基準は忖意性の度合いの軸であると説明する。同じ業績主義でも、上位者による人材登用のように忖意性の大きい主観的基準と、試験のような忖意性の小さな客観的基準との区別をする必要があり、属性主義から業績主義への移行と選抜基準から忖意性が排除されていく過程から人材選抜の合理化が成り立っているというのである。そして、その2つの軸の前者（属性主義から業績主義への転換）を「人材選抜の合理化Ⅰ」と呼び、後者（選抜基準の客観化）を「人材選抜の合理化Ⅱ」と呼んでいる。この二つの軸を交差させると、人材選抜の四つの類型ができ、人材選抜の合理化過程は縦軸では上側への、横軸では右側へのシフトとしてあらわれる（図）。足高制は、基

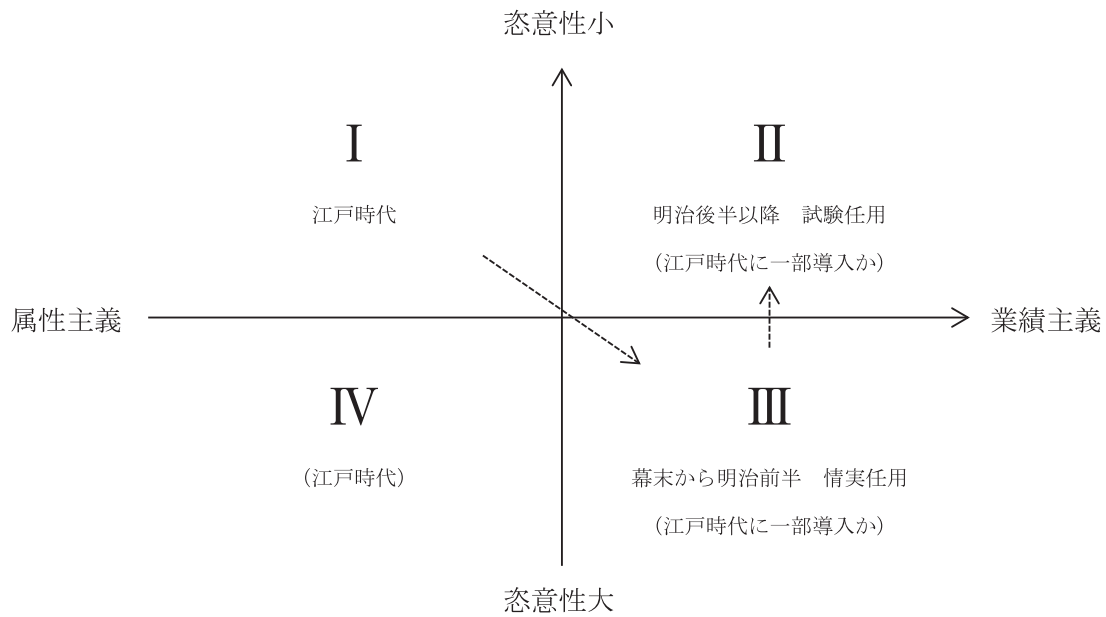


図 人材選抜の合理化過程

（竹内洋『立志・苦学・出世—受験生の社会史』53頁の図を一部改変）

準からの不足分を、世襲の家禄としてではなく在職期間のみ職務給的なものとして支給する制度であり、財政支出を最小限に抑えながら人材登用を可能にする方法であって、竹内は、これによって人材登用が行われたことは確かで身分社会の中における業績主義的選抜であるとしながらも、これを人材登用の活況として見るべきではないと結論づけている。その理由として挙げているのが、人材登用と言うものの町奉行所、勘定所といった限られた行政部門にのみ実現したにすぎず、番方は以前と変わらず格式が重んじられており、能力主義は支配的な選抜方法ではなかったということである。竹内は、江戸時代に業績主義的選抜がなかったわけではないとしながらも、官職が家格によって決まる江戸時代の人材選抜類型は類型Ⅰであるとする。竹内が能力主義による人材登用の機運が強くなったと捉えているのは幕末からだが、能力や業績の客観的基準が確立していたわけではなく、西洋の知識を持っている者が評価されて登用されることとなったものの、そこでの能力の判断は登用者の忒意的基準によっていたこと、明治政府においても当初官吏は藩閥等による情実任用が行われ、能力は重視されたものの試験や学歴という客観的基準によって選抜する制度はまだ存在せず、このような状態が明治20年ころまで続いたことを指摘している。つまり、この時点では、合理化Ⅰは進んだが合理化Ⅱは不十分であって、業績主義と忒意性が大きい組み合わせの類型Ⅲの選抜様式となる。明治19年から20年にかけて、官吏の試験任用の制度と帝国大学を頂点とする学校序列ができたことにより、類型Ⅲから類型Ⅱへ移行するが、ここで竹内は、試験で行政官吏を採用することは明治の初めから考えられており、諸外国の官吏任用法についても早くから調査研究されていたものの、試験任用が行われれば既成勢力は下僚を選ぶ特権を手放さなければならぬため、試験による人材選抜は早急には制度化しなかったことを指摘している⁷⁾。なお、このように足高制や試験制度の導入をどう評価するかによって、竹内のように図の類型Ⅲへ進んだのが幕末で、さらに類型Ⅱへ進んだのが明治後半と捉えるか、江戸の後半には一部で類型ⅢやⅡに進んでいる

と捉えるかという差異が生じる。

時期や程度については議論の分かれる部分はあるものの、幕府でいえば足高制、紀州藩でいえば並高制の導入により、官僚登用の面で合理化が進んだ。部分的にはあっても、幕府の旗本・御家人や、紀州家で言えば加判之列以下については能力主義的人事制度が導入されたわけだが、では、幕府の意思決定に大きく関わったであろう、紀州家でいえば加判之列に相当する、幕府機構における老中等の大名役についてはどうであろうか。この点についてはあらためて考える必要がある。本稿は、このような視点から、大名と役職就任との関係についての研究の課題を整理し、分析の視角・枠組みを提示しようとするものである。

1. 役職に就く大名

幕府の重職がどれだけ家格で決まっているのか、大名個人の能力が評価されていたのか、あるいはそれ以外の属性主義的な論理が加わっていたのかという問題がある。これは、どれだけ属性主義的な論理で成り立っていたのか、あるいはそこにどれだけ業績主義的な論理が加わっているのかという問題でもある。

大老・老中・若年寄・京都所司代・大坂城代・寺社奉行・奏者番等の幕府の大名役にはどのような大名が就いたのだろうか。幕府の役職に就くのは、旗本・御家人と、大名の中では例外はあるものの基本的には譜代大名のみであった。旗本・御家人が役職に就く際には、家格によって就ける役職に制限があったように、大名も全ての譜代大名が全ての役職に就くことができたわけではない。例えば、常置ではないものの幕府の最高職である大老は、特に初期の就任者については誰を就任者として認めるかという議論があるものの⁸⁾、井伊家、酒井（雅楽頭）家、土井家、堀田家の4家が大老を出す家として認識されているということについては異論を挟む余地はないであろう。常置の職としては最高職であり、特にこれらの大名役の中で、就任する大名の家が固定していたかどうかの議論的となっているのが老中である。

老中登用の基準は、基本的には譜代大名で、領地高3万石以上の城主であったとされている⁹⁾。しかし、3万石以上で城主である譜代大名が、どの家からも一律に老中になるというものであったかどうかは議論が分かれている。北島正元らは、譜代大名の中でも幕政を担う層が特定の家に固定してゆく傾向を示している、との見解を示している¹⁰⁾。これに対して美和信夫は、江戸時代を通じて老中就任者が特定の家に固定していたとはいえないと主張している。その理由には、家ごとの最高就任数は6名であること、その6名就任している家は2家しかないこと、6名という数は家督継承者（それぞれ13名・15名）の半数以下でしかないこと、次いで就任者が多いのは5名でその家が3家しかないこと、以上のように5・6名就任している家は少ないこと、老中就任者のいる家のうち1名のみの家が約半数の36家もあること、譜代大名のみ見ても1・2名しか出していない家が老中を出している家の3分の2を占めることを挙げている¹¹⁾。さらに美和は、若年寄についても、老中同様に就任者が一定の譜代大名家に固定する傾向は殆どなく、資格を満たしていれば小禄の譜代大名は全て若年寄に就任する可能性を持っていたとの見解を示している。理由として、家ごとの最高就任数は4名でその家が3家しかないこと、次いで就任者が多いのは3名でその家が9家しかないこと、以上のような3・4名出ているのは就任者のいる88家中12家

（13.6％）に過ぎないこと、1名しか出ていないのは若年寄を出している88家中54家に達すること、譜代大名に限ってみると1・2名の家は若年寄を出している79家中67家（84.8％）に達することを挙げ、老中と同様の傾向を示すものであることを指摘している¹²⁾。

このように、老中就任者が特定の家に固定していく傾向にはなかったとの説は、数量的分析の裏付けがあるものの、広い支持は受けていない。このことは、根拠とすることにあたって数値の示し方が十分なものではないとの認識の表れと考えられ、さらに新たな項目を加えた上での適切かつ十分な項目についての数量的分析と、それに基づいた説明が必要であると言える。一方で、固定していく傾向にあったとの説は、広く支持されているものの、数量的な説明はなされていない。数値を用いて説明している側から否定されているのであるから、こちらの側についても、数値によってもその説が正しいことを示す余地があると言える。

以上のように、より実態が反映されるよう、双方の説ともに数値的な検証をする必要がある。これまで用いられてきた項目に加え、適切かつ十分な項目を増やしてもう検討しなければならない。では、家という属性にどれだけ影響力があったのだろうか。それ以外の要素があるならば何だろうか。大名個人の能力の評価による部分がどれだけあるのだろうか。また、全ての大名が、常に役職に就くことができる状況にあるとは限らない。役職に就くことが可能だった者の中で、実際にどれだけ就任しているだろうか。さらに、就任可能な状況にあったとしても空席がなければ就任することはできない。役職就任可能期間と空席発生状況の関係はどうだろうか。幕閣を出す家かそうでないかということにかかわらず、役職就任可能な者の中で実際就任している者と、就任しないまま終わる者がいる。全期間を通してその家で一人だけ就任している者がいる。これらのことはどのような事情によるものだろうか。どのような論理によるものだろうか。これまでの研究では、短期当主が連続した場合等、役職に就く機会が訪れなくて当然であるにもかかわらず、それらのことを考慮せずに、単純に家ごとに役職就任者数を集計して集中度の根拠にしている。そこで、若年・老年・短期を除く当主を役職就任可能者として、彼らの年齢・生没年・家督相続年、家督相続から役職就任までの期間について整理する必要がある。また、江戸中期以降になると、大坂城代になれば京都所司代、京都所司代になれば老中になるケースが多くなり、このルートが正規の昇進経路であるとも言われる状態になるが、そこでも死亡者は考慮されていないため、在職中死亡者・病氣辞職者を除いた昇進過程について整理する必要もある。さらに、これまで考慮されていなかったこととして空席発生状況の問題があるので、空席ができた際にどのような人物が後任になったのかということも考慮する必要がある。空席発生状況とそのときの役職就任可能者についても整理して、大名の家と役職との関係について考えるべきであろう。

2. 選任の論理

幕閣人事は、家とどの程度かわりがあるのだろうか、婚姻関係等とはどの程度かわりがあるのだろうか。幕閣人事において、新任者の選任がどこでどのようになされたのかということについては、深井雅海が、享保期の奏者番・寺社奉行人事において、現職の奏者番・寺社奉行による推薦が行われ、それにもとづいて新任者が決定されている事例を紹介している¹³⁾。常にこのような方式に依っていたのかどうかは定かではないが、現役の在

任者の影響力が発揮されることがあったことを明確に表している事例であり、被推薦の要件を満たしていれば、近親者等の推薦が可能であったことを示しているものであると言える。

では、現任者はどのような人物を幕閣入りさせようとするのであろうか。一つには、党派にもとづくものが考えられる。具体的には、松平定信政権や、幕末の南紀派・一橋派による人事が挙げられるが、江戸時代の全期間を通して一定の政治的主張をもつグループが多く存在したということは想定できない。それよりも機能したと考えられるのが、血縁関係・婚姻関係・養子関係にもとづく人事である。

このことを示す具体的な事例としては、山田忠雄が、田沼政治における幕閣の婚姻関係から、婚姻による政権確立と勢力拡大について検討している。山田は、このような血縁・婚姻・養子縁組による権力確立や政権基盤強化は田沼政権に特有のものであることを指摘している。天明元（1781）年9月、久世広明が西丸老中から本丸老中へ、鳥居忠意が若年寄から西丸老中へ、水野忠友が側用人から側用人兼老中格へ、太田資愛が西丸若年寄から本丸若年寄へ、井伊直朗が奏者番から西丸若年寄へ昇進・異動する。山田は、鳥居忠意を除く全ての人物が婚姻関係によって直接・間接的に田沼家と結ばれており、中でも松平康福と水野忠友は特に意次との関係が密接であったとする。当初、意次は嫡男意知の室に康福の女を迎えて、幕閣での地位を補強した。一方、忠友は意次が老中になると、安永3（1774）年に意次の四男忠徳を養子に迎えて女婿とした。意次との縁故関係により、忠友は側用人から老中格、天明5（1785）年には老中へ昇進した。この一連の人事について山田は、田沼意次によって幕閣人事独占体制が確立されていく過程での、象徴的人事であったとの評価をしている。山田は、意次の政権掌握時に、松平康福・水野忠友のほか、井伊直朗が若年寄として幕閣に列したのも、室に意次の女を迎えていた関係であると指摘している。直朗の家は彦根井伊家の分家である越後与板の井伊家だが、直朗の代には本家との婚姻・養子関係が何重にも結ばれており、関係が深かった。彦根の井伊直幸は直朗の姉を室に迎え、その次妹と直朗の女を養女としているのに対し、直朗は直幸の男を養嗣子とするといった重縁関係である。意次は、女婿である直朗と直幸の間柄を政治的に利用し、田沼政権の補強策として、井伊直幸を大老に据えたのだというのである。また山田は、同時期の奏者番について、意次の嫡男である意知は父が老中である点において奏者番に遜色なかったが、意次は現職の老中であって、意知は部屋住の身分のまま奏者番となったのであり、この一事だけで意知の奏者番への就任がいかにも異例のものだったかがわかるとの指摘をしている¹⁴⁾。

幕府は、臣下の婚姻とそれにもとづく家と家の関係、特に大名家のことについて、大きな注意を払っている。親族の結合や婚姻による結合と、それにもとづいた謀反を警戒し、様々な形で親族・婚姻統制政策を打ち出している。例えば、親戚・縁戚の結びつきの範囲を狭い範囲でとどめるような、儀礼を行う通常の交際範囲の制限や、服忌令による服喪範囲や日数の制限、近親者同士で牽制し合って犯罪を抑止することを狙った刑罰の連座制を定める等である。連座制は単純に犯罪を抑止するという意味を持ったものかもしれないが、儀礼については、大名側の動きとして親戚・縁戚の関係を重視し、儀礼・服喪はしっかり行い、それによって親戚・縁戚の関係を維持していく、そしてその範囲は拡大していく、という傾向があり、それに対応するための政策と考えられる。一方で、お家騒動等の問題が起こった際には、それを処理するにあたって親戚・縁戚に関与するよう積極的に働きかけている事例が見られることが、笠谷和比古・福田千鶴らによって紹介されている¹⁵⁾。親

戚・縁戚の關係を利用して、幕府の直接的介入前に自助努力で騒動の解決を図っているであり、家と家の關係を危険なもの、制限・抑止すべきものとのみ考えていたわけではないことがわかる。留守居については服藤弘司が、大名留守居が幕府と大名の間あるいは大名同士の間での情報交換等で大きな役割を果たしており、同席組合・近所組合・親戚組合という種類がある中でも親戚組合が果たした役割が重要であることを指摘している¹⁶⁾。特に、親戚の大名に幕閣がいる場合、情報収集や幕府への願い出の際に有利であり、それを大いに活用しているのである。大名の側から見れば、儀礼、御家騒動の処理をめぐる縁戚の権限、留守居組合での親族大名の關係等から当時の大名家の婚姻の効果と意識が表われている。

幕府の役職に関しては、鎌田浩が、幕府が親族の同役就任を禁止しており、それに抵触した者を処罰している例を紹介している¹⁷⁾。これは、現任者が親族を同役に就任させることが可能であったこと、それを実際に行っていたこと、幕府がこのような行為を権力の集中のもととして問題視していたことを示している。稲垣知子は、大名の婚姻について妻の実家の利用価値の低下を指摘している¹⁸⁾。つまり、もともとは妻の実家には利用価値があったことを示しているのであり、婚姻は妻の実家を利用するための手段となり得るものであったと言える。これらのことが示す血縁・婚姻・養子等による特定の大家族間の關係は密接なものであり、田沼政権に限らずこのような關係が幕閣選任と関わりがあっても不思議はない。北島正元は、具体的な事例を示してはいないものの、「特定の大家族を中心とした婚姻關係が成立し、その關係を利用して幕府の重要役職をかれらの間で独占し、廻りもちにする事例がみとめられる」と指摘している¹⁹⁾。山田が言うような田沼政権における一過性のものではなく、特定の大家族間に結ばれた婚姻關係のネットワークが恒常的に存在していて、それらの家の間で幕閣人事を融通し合っているとの指摘である。田沼政権だけでなく、このような視点にもとづいて、それぞれの時期における幕閣の親戚・縁戚關係を確認することは必要であろう。

以上のことから、幕閣選任の要素を考えると、特に重視すべきものとして、血縁・婚姻・養子のネットワークと、幕府の役職の選任との關係が挙げられる。幕閣に就任する家がある程度固定化されていたとしても、ごく限定的な人数であれそれ以外の家からも就任している。役職に就任する家として固定化された家の中から、どのようにして選抜されたのか、あるいは役職に就任しないはずの家の中からどのようにして選抜されたのか、ということについては不明であり、婚姻關係を中心に整理し、役職就任状況と照合・分析する必要がある。すでに詳細に検討されている田沼期以外の時期において、幕閣の婚姻關係等はどのようなになっているのだろうか。恒常的に親族・婚姻・養子關係は幕府の役職の選任と關係しているのだろうか。そうであるならば、どの程度關係しているのだろうか。それらのことについて検討しなければならないであろう。竹内も言うように、もちろん先に挙げた図の類型は純粹型であって、現実の人材選抜様式は四つのタイプの混合として表れるであろうが²⁰⁾、このことをこの図の中で示すとすれば、竹内が触れていなかった属性主義的で恣意性が大きい類型Ⅳにあたるものであると考えられる。

3. 政治過程とのかかわり

ここまで見てきたような幕閣人事と家の關係は、実際の幕府の仕組みや政治にどのよう

に影響しているだろうか。また、それらからどのように影響されているだろうか。幕府の制度が確立する過程において大きな転機となったと考えられる家光期、家綱・綱吉期、吉宗期に注目したい。

(1) 家光政権期

家光および六人衆（松平信綱・堀田正盛・阿部忠秋・阿部重次・太田資宗・三浦正次）と年寄（酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝）との関係はいかなるものであったのか、「六人衆」は若年寄の前身であったのか否かの議論がある。

六人衆置廃前後の経緯は次の通りである。寛永10（1633）年3月、松平信綱・阿部忠秋・堀田正盛・三浦正次・太田資宗・阿部重次が「少々御用之儀」を任せられて六人衆となる。4月、松平信綱が年寄並となり、5月には阿部忠秋と堀田正盛が「松平伊豆守並」となる。翌12年12月、土井利勝の嫡男利隆と酒井忠勝の嫡男忠朝が「六人衆」となる。13年3月、酒井忠世が没し、15年11月、土井利勝と酒井忠勝が年寄を免じられ大老に任じられるとともに、阿部重次が年寄に任じられ、土井利隆・酒井忠朝・太田資宗は「六人衆」を免じられて、そのうち太田資宗は奏者番に任じられる。正保元（1644）年7月、土井利勝が没し、慶安4（1651）年4月には家光が没するとともに堀田正盛と阿部重次が殉死する。同年6月、「六人衆」が廃止されて政務が老中に一元化され、8月には家綱が将軍に就任し、家綱のもとで若年寄が設置される²¹⁾。このような一連の動きについて、評価が大きく分かれている。

北原章男は、六人衆は門閥宿老対策に大きな役割を果たしたもので、そうであるがゆえに六人衆が年寄の座を占めるようになる寛永15年以後早急に解消したと指摘する。つまり、六人衆は家光が政治中枢を掌握するための足掛かりとして設置されたものであり、最高政務の分担や老中補佐ではなく老中牽制のためのものであったことになる²²⁾。藤野保は、老職と六人衆との間に矛盾・対立する要素はなく、門閥宿老に対置・牽制せしめる必要はなかったとする。つまり、直属家臣団の整備・強化を意図していた家光にとって、統制・掌握のための政治機構の創設が必要だったのであり、六人衆は政治中枢機構の整備と職務分掌確立の一環として設置されたものであったことになる²³⁾。小池進は、六人衆は上洛時の政務の停滞を避けるために設置されたもので、直属家臣団統制機関創設のステップであったとしている²⁴⁾。藤井譲治は、子飼家臣の年寄への直接的な登用は困難であり、六人衆を徐々に強化して幕政の次の段階への足掛かりとしようとしたもので、年寄の権限を分割して幕府内での力を削減し、将軍親裁体制の強化を意図したものであったとしている²⁵⁾。山本博文は、六人衆の段階で後の若年寄の職掌はほぼ確定しており、重要な事項は年寄が掌管していて、年寄の力を削いだのでもなく、牽制のためでもない。年寄の日常業務の軽減、権力集中の排除、集团的指導体制の構築を意図したもので、子飼の年寄候補の育成の方法であったとしている²⁶⁾。

このような、家光政権期における幕府機構・大名家格制確立以前の組織・人事の問題に、婚姻関係を組み合わせるとどうなるであろうか。松平家と土井家、酒井家と堀田家等の婚姻関係やその前後の家同士の関係を考えてとき、深刻な対立関係にあったとは考えづらい状況が見えてくる。秀忠の遺老と家光の側近との関係がこれまでの論争となってきたが、婚姻関係から見れば親類縁者からなる政権であり、次世代とも縁組されていて深刻な対立関係とは考えられない。そのことと関連して六人衆と若年寄の連続性の問題も論争

となってきたが、対立関係がないとすれば機構整備の一環ということになり、両者に連続性があったということにも繋がるであろう。

（2）家綱・綱吉政権期

幕府の諸制度が整う家綱期から綱吉期にかけて、幕閣人事と幕閣間の血縁・縁戚関係に特徴的な事例がいくつも現れる。例を挙げれば次のとおりである。稲葉正則は、明暦3（1657）年老中となり、天和元（1681）年大政参与となって同年辞している。女に堀田正俊室・土井利知室がいる。稲葉正往は、家督相続前の天和元（1681）年奏者番兼寺社奉行から京都所司代となり、天和3（1683）家督相続して貞享2（1685）年に京都所司代を辞し、元禄13（1700）年大留守居を経て元禄14（1701）年老中となり宝永4（1707）年に辞している。妹に堀田正俊室、土井利知室がいる。堀田正俊は、延宝7（1679）年老中、天和元（1681）年大老となり、貞享元（1684）年在職中に殺害された。室は稲葉正則の女で、正往とは義兄弟である。岳父稲葉正則の老中在職中に若年寄から老中へと昇進している。土井利房は、延宝7（1679）年に老中となり、天和元（1681）年に辞している。女は久世重之の室となっている。久世広之は、寛文3（1663）年老中となり、延宝7（1679）年に没している。室は戸田忠昌の姉で、女は松平重治の室となっている。久世重之は、宝永元（1704）年奏者番兼寺社奉行となり、宝永2（1705）年若年寄を経て、正徳3（1713）年に老中となり享保5（1720）年に没している。母方の叔父に戸田忠昌、従兄に秋元喬朝、従弟に戸田忠真がいる。従兄秋元喬朝の老中在職中に奏者番兼寺社奉行、若年寄へと昇進している。戸田忠昌は、寛文11（1671）年奏者番兼寺社奉行、延宝4（1676）年京都所司代、天和元（1681）年老中となり、元禄12（1699）年に没している。姉は久世広之の室、重之の母である。秋元喬朝は、延宝5（1677）年奏者番、天和元（1681）年寺社奉行、天和2（1682）年若年寄、元禄12（1699）年老中となり、宝永4（1707）年に没している。父は戸田忠昌、弟は戸田忠真で、義伯父に久世広之、従弟に久世重之がいる。父忠昌が老中在職中に寺社奉行、若年寄へと昇進している。戸田忠真は、家督相続前の貞享2（1685）年奏者番、貞享4（1687）年寺社奉行となり、元禄12（1699）年辞して家督相続し、正徳4（1714）年老中となり、享保14（1729）年に没している。父は戸田忠昌、兄は秋元喬朝で、義伯父に久世広之、従弟に久世重之がいる。従弟久世重之が老中在職中に老中となっている。大久保忠朝は、延宝5（1677）年老中となり、元禄11（1698）年に没している。大久保忠増は、家督相続前の延宝9（1681）年に奏者番、貞享2（1685）年寺社奉行、貞享4（1687）年若年寄となり、貞享5（1688）年に辞し、元禄11（1698）年家督相続したのち、宝永2（1705）年に老中となり、正徳3（1713）年に没している²⁷⁾。

これらの人物の関係と幕閣への就任状況を考えると、この時期に特徴的なこととして、特に濃密に幕閣に近親者が同時に在職している例が多く見られる。また、現職老中の嫡子が役職に就任している例が散見される。これらは、加増や大名取り立ての減少および、幕閣の昇進過程の変化と同時に表われる。家光期から家綱期にかけては、將軍側近が加増を受けながら大名となり、若年寄を経て老中に昇進するという経路が幕閣の昇進過程として有力なものであったが、加増や大名取り立てが大幅に減少したこの時期には、そのような昇進経路を辿ることも少なくなるのが当然でもあったし、そのときそれに代わる昇進経路が登場するのは自明のことであった。綱吉期には、奏者番が寺社奉行を兼ね、大坂城代や

京都所司代、ときには若年寄を経たのち、老中へ昇進するという経路が生まれた。幕閣の昇進経路の中心は若年寄から寺社奉行へと変わったのであり、昇進過程における寺社奉行の位置づけが変化したのである。そこで大きな役割を果たしたと考えられるのが、現職の老中が自身の嫡子を部屋住のまま幕閣、特に寺社奉行に就任させ、家督相続後には老中となるという方式であり、そこから寺社奉行を経由する老中となる経路として成立したのである。さらに、それを可能にしたものは、このときの幕閣の濃密な血縁・婚姻関係であると考えられる。幕閣内での婚姻が盛んに行われるとともに、現職老中の子弟が寺社奉行に就任し、やがて老中に昇進していく。そのことと同時に、側近・幕閣への加増機会の減少と、それに伴って家格の定着が進んでいく。老中の家同士が婚姻を結び、それらの子弟が部屋住のまま寺社奉行に就任してやがて老中へと昇進していったことは、それまで側近が加増を受けて幕閣に就任していたところ、幕閣に就任すべき家が成立し、老中への昇進の登竜門的役職が若年寄から寺社奉行へと変化する契機となり、側用人の廃置を経て、家格に沿った人事が行われるようになったと考えられる。

(3) 吉宗政権初期

吉宗の將軍就任時における幕府の中樞の陣容は、老中土屋政直・井上正岑・阿部正喬・久世重之・戸田忠真、京都所司代水野忠之、大坂城代内藤弼信、若年寄大久保教寛・大久保常春・森川俊胤、奏者番兼寺社奉行松平近禎・土井利意・石川総茂・井上正長、奏者番三浦明敬・松平正久・三宅康雄・松平乗紀・安藤信友・松平忠尚・高木正陳・朽木植元・牧野英成・松平信祝である。この中で、吉宗將軍就任後程なく引退するのが老中阿部正喬（享保2年）・土屋政直（同3年）、大坂城代内藤弼信（同3年）、若年寄森川俊胤（同2年）、寺社奉行井上正長（同元年）で、その跡を受けて、この中から老中に昇進するのが京都所司代水野忠之（同2年）、若年寄に昇進するのが寺社奉行兼奏者番石川総茂（同2年）、奏者番から寺社奉行を兼ねるのが安藤信友（同2年、同3年大坂城代、同7年老中）・牧野英成（同3年、同9年京都所司代）である。つまりこの4名は、吉宗が抜擢したというよりも、前政権を引き継いでそれまでの構成員の中から順送りの行った人事と言える。なお、少々時代は下るが、大久保常春は同13年に老中、松平信祝は同14年に大坂城代、同15年に老中である。これら以外が吉宗政権独自の人事ということになる。京都所司代に綱吉期の側用人であった松平忠周（同2年、同9年に老中）、寺社奉行兼奏者番に酒井忠音（同3年、同8年に大坂城代、同13年に老中）、奏者番に内藤政森（同4年）・松平乗賢（同4年、同8年に若年寄）・丹羽薫氏（同4年）が抜擢される。吉宗の8代將軍擁立に関わった「援立の臣」のうち、久世重之が同5年、井上正岑が7年に没する。ここで同8年に吉宗が抜擢した松平乗邑が老中となる（同7年に大坂城代）。同14年には戸田忠真が没して、ここでいわゆる「援立の臣」が全て姿を消すことになる。

これらの中で、石川総茂と井上正岑は従兄弟同士で、ともに吉宗の叔父松平頼純正室の甥であり、かつ正岑は頼純の女婿である。水野忠之は井上家と重縁があるとともに、兄嫁（養母）は松平頼純正室と姉妹である。松平頼純の女婿にあたる小出英貞は、同10年に奏者番兼寺社奉行、その子英持は延享3年に同じく奏者番兼寺社奉行、寛延元年に若年寄に抜擢される。安藤信友は家宣期の寺社奉行で、吉宗政権の顧問格である酒井忠孝の弟忠寛と義兄弟である。酒井忠音は久世重之の義理の甥にあたる。松平乗邑の祖母は水野忠之の

叔母である²⁸⁾。吉宗政権は、叔父松平頼純を通した縁戚関係を中心として、政権の中心人物の縁戚関係にある大名が重職に登用されており、縁戚関係が政権運営に利用されていると考えられる。

むすびにかえて

以上のことから、浮かび上がった課題は次の通りである。まず第一に、特定の大名家への幕閣の集中度の分析である。そのとき、当主在位期間・生没年・年齢・大名取立て時期（改易時期）だけでなく、当主の総代数、当主であった期間の年齢、若年での死亡にあたらないか、短期の在位ではないか、昇進途上の死亡ではないか等の情報を含めた、各譜代大名家における当主の幕府役職への就任可能期間、その間の幕府の各役職の空席発生状況、実際の就任状況（就任者数・割合）を考慮する必要がある。第二に、登用の論理の検討である。そのとき、役職に就いている大名と就いていない大名は何が異なるのか、役職就任可能者の中での選任の要因はどのようなものか、親族・婚姻・養子関係が、幕府の役職の選任とどう関係しているかということに留意し、各大名家の親族・婚姻・養子縁組関係について整理・分析する必要がある。第三に、具体的政治過程・制度との関係の検討である。幕閣人事は、家とはどの程度かわりがあるか、婚姻関係等とはどの程度かわりがあるか、それらのことは幕府の政治・諸制度の確立や変化の節目とどのようにかかわり合っているか、ということについて検討しなければならない。

幕府の機構が確立していく中で、初期は將軍側近が加増を受けながら昇進していくケースが多かったが、中期には老中に就任する家柄が徐々に固まっていき、特定の家柄の譜代大名が昇進するルートが確定していった。その過程で、役職者の家の中で婚姻を結ぶ、あるいは役職者の家と婚姻を結んでいる者が昇進するといったケースが見られる。これまでの大名研究や統治機構研究で行われてきた文献史学的方法に加えて、家族史や女性史の分野で研究されてきた婚姻関係に着目し、数値的な要素を取り入れながら、このような近世の大名社会における家と婚姻、それが幕府の支配に及ぼした影響および幕府人事の論理について検討することで、幕閣に就任する大名家が限定的であったと言えるか否か、幕府の人事制度にはどのような論理が働いていたのかという点について確認することができ、それによって江戸時代の武家、特に大名家について婚姻に対する考え方や、婚姻の視点からの大名社会のあり方を示すことができるとともに、そこから大名役の選任・昇進における属性主義的要素と能力主義的要素、恣意性について、あるいはこれまで近世の大名の関係や幕府の機構の成立・展開において争点となっていた点などについて、新たな見解を示すことができると考える。

註

- 1) 立身出世が人々の意識の中で定着する一方で、立身出世主義がもたらした負の側面、あるいは立身出世が実際は殆ど実現不可能な、いわば虚構であったとする見解がある。維新期には、倒幕の中心となったかつての下級武士たちが大臣となり、それに続く人々が政府の高官の座を占めた。官吏の試験による任用制度や学校制度が整い始めると、学歴や試験の成績で能力を示した人々がそれに替わっていった。実際にある程度の立身出世が可能だったのである。しかし、学校制度が整いそれによる merit system 的な官吏の任用がある程度進むと、patronage system 的な任用はなされなくなり、それまでのような劇的な上昇移動は望めなくなった。同様の精神性は持ち続けるものの実際は殆ど実現不可能になっていった。人々が信じ続けていた立身出世は虚構にすぎず、よく学びその力を国家のために用い

ることが個々の幸福に繋がるという思想を根づかせて、個人が自らの意志で幸福を追求しているという形をとりながらも国家のコントロール下に組み込まれる、支配者にとって一方的に都合のいい装置になっていったことを主張するものである。

- 2) 笠谷和比古『武士道と日本型能力主義』新潮社、2005年。
- 3) 水林彪「近世の法と国制研究序説」(一)～(六・完)『国家学会雑誌』90-1・2～95-1・2、1977～1982年。
- 4) 本間修平「江戸幕府奥右筆の史的考察」服藤弘司・小山貞夫編『法と権力の史的考察』創文社、1977年。
- 5) 水谷三公『江戸の役人事情—『よしの冊子』—の世界』ちくま新書、2000年。
- 6) 竹内洋『立志・苦学・出世』講談社現代新書、1991年。
- 7) これらの動きとは逆の動きを示すもの、つまり伝統的な属性等に基づく人事について、山本英貴は、旗本・御家人は役職を獲得するために人脈を使って獵官運動を繰り広げた事例を紹介している(山本英貴『旗本・御家人の就職事情』吉川弘文館、2015年。)
- 8) 美和信夫「江戸幕府大老就任者に関する考察」『麗澤大学紀要』26号、1978年、など。
- 9) 加藤隆『江戸幕府における大名家格制の研究』近世日本城郭研究所、1969年など。
- 10) 北島正元『江戸幕府の権力構造』岩波書店、1964年など。
- 11) 美和信夫「江戸幕府老中就任者の数量的分析」『麗澤大学紀要』12号、1971年。
- 12) 美和信夫「江戸幕府若年寄就任者の数量的分析」名古屋大学文学部国史学研究室編『名古屋大学日本史論集』下巻、吉川弘文館、1975年。
- 13) 深井雅海「江戸幕府御側御用取次の基礎的研究」『国史学』120号、1983年。のち『徳川將軍権力の研究』吉川弘文館、1991年、所収。
- 14) 山田忠雄「天明期幕政の新段階—田沼政権の政策と評価をめぐって—」山田忠雄・松本四郎編、講座日本近世史5『宝暦・天明期の政治と社会』有斐閣、1988年。なお、山田は「江戸幕府始まって以来、幕閣首脳部に父子が同時に列参しているのは、慶長一元和初年の本多正信・正純父子、貞享期の太田忠朝・忠増父子、それに天明期の田沼意次・意知父子の3組だけである。幕府草創期の本多父子はさておき、幕府制度確立後の17世紀後半の太田父子のばあいには、世人も注目したであろう。」と述べているが、後述するように、太田父子とほぼ同時期に限られるが、父子あるいは兄弟等で幕閣に同時に名を連ねている例がいくつか見られる。しかし、婚姻関係等による権力掌握・拡大が、山田が指摘するような田沼政権に特有のものであったか否かはさらに検討する余地がある。
- 15) 笠谷和比古『主君「押込」の構造』平凡社、1988年、福田千鶴『幕藩制的秩序と御家騒動』校倉書房、1999年など。
- 16) 服藤弘司『大名留守居の研究』(幕藩体制国家の法と権力3)、創文社、1984年。
- 17) 鎌田浩『幕藩体制における武士家族法』成文堂、1970年。
- 18) 稲垣知子「江戸幕府の婚姻政策—大名の場合—」(一)～(四・完)『愛知学院大学論集法学研究』90-1・2～95-1・2、1977～1982年。
- 19) 北島前掲書。
- 20) 竹内前掲書。
- 21) 『寛政重修諸家譜』、『柳営補任』等より抽出。
- 22) 北原章男「家光政権の確立をめぐって」『地理歴史』91-2・3、1965・1966年。
- 23) 藤野保「寛永期の幕府政治に関する考察」北島正元編『幕藩制国家成立過程の研究』吉川弘文館、1978年。
- 24) 小池進『江戸幕府直轄軍団の形成』吉川弘文館、2001年。
- 25) 藤井謙治『江戸幕府老中制形成過程の研究』校倉書房、1990年。
- 26) 山本博文『寛永時代』吉川弘文館、1995年。
- 27) 28) 『寛政重修諸家譜』、『柳営補任』等より抽出。